

再審査に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要

1 鶏伝染性気管支炎ワクチン（シード）（アビテクトIB/AK1000）

(1) 主成分

発育鶏卵培養鶏伝染性気管支炎ウイルスAK01株（シード）*

* アビテクトIB/AKが1バイアル当たり10000羽分に対し、アビテクトIB/AK1000は、1バイアル当たり1000羽分であることのみが異なる。

(2) 対象動物

鶏

(3) 用法・用量

乾燥ワクチンに鶏用乾燥ワクチン溶解用液“化血研”、生理食塩液又は精製水を加えて溶解し、点眼用器具を用いて1羽当たり1滴(0.03mL)点眼投与するか、1羽分が1羽に噴射されるよう更に希釈し、散霧投与する。又は、鶏の日齢に応じた量の飲用水を加えて直接溶解し、飲水投与する。

(4) 効能・効果

鶏伝染性気管支炎の予防

2 再審査に係る情報

(1) 本製剤の食品安全委員会における審議過程

平成30年9月18日 アビテクトIB/AK1000について、再審査申請があったため、農林水産大臣から食品安全委員会に対し再審査に係る諮問

(2) 追加データ

- ① 使用成績に関する資料
- ② 効能又は効果及び安全性に関する資料
- ③ 外国における承認状況等に関する資料

(3) 新たな知見の有無

市販後調査及び副作用・感染症発現状況に関する文献検索等の結果、本製剤の安全性に影響を及ぼす新たな知見は認められなかった。

2 評価要請根拠

医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の4第1項の規定に基づく上記動物用医薬品の再審査に際しての食品健康影響評価（食品安全基本法第24条第1項第8号）